

児童虐待事例における行政指導による面会制限の違法性

（宇都宮地裁令和3年3月3日判決
平成30年（ワ）410号 国家賠償請求事件
判例時報2501号73頁）

橋爪 幸代*

I 事実の概要

(1) Y（被告，栃木県）の所管する児童相談所（以下、「児相」という。）の所長は，平成29年1月26日，匿名で虐待通告を受け，翌27日，児相所員がA（当該児童）と面接した結果，児相所長は，児童福祉法33条によりAを一時保護する決定を行った上，D診療所に受診させた。

(2) 同日，原告らと面接を行ったところ，X₁は，通告内容やAから聞き取った事実を認めた。その後，A，原告ら，Aの祖母，伯母と面接し，本件児相所員は，社会調査と家族の意見が大きく異なっており，Aが虐待の影響を受けている可能性は高く，家族はAと一緒に生活していたにもかかわらず，Aの被害に気付かず守れていなかったことから，今の家庭にAを戻すことは危険だと判断した。原告らに対し，これらを説明した上，何をどのように改善できるのか，Aを守る体制について具体的に考えて欲しいと伝えた。

3月9日，保護者の意向及び入所の同意確認を目的として，原告らと面接したところ，X₁の祖父の自宅でAを引き取るとの提案がなされた。これに対し，本件児相所員は，同じことが起こらない環境になるまでは家庭に戻すことができないこと，祖父宅での引き取りについては，調査に時間を要すること，今後も対話を続ける必要があることを

説明した。その上で，その間，Aが学校に行けず，制限のある生活を送ることは不利益であるから，一度，児童養護施設に入所し，安定した生活を送る中で話し合いを続けたいと伝えた。原告らは，Aを通学させたいとの思いから，児童養護施設の入所には同意したが，3月13日，X₂から，入所同意を撤回したい旨の電話連絡が入った。

3月22日，再同意を得るために面会したが，原告らは同意を撤回したいと伝えた。しかし，本件児相所員が，再度，入所の必要性を説明し，同意を得た。3月31日，一時保護を解除した上，本件入所措置を行った。

(3) 4月13日，原告らと面接を行った。X₂は，Aの入所に際して，本件児相所員に内緒で，祖父宅戻しが決定した旨の手紙を入れていたが，この点について注意がなされた。

4月21日，X₂から祖父宅への引き取りを早期に認めてほしい旨の電話連絡を受けた。しかし，施設入所後，虐待の影響の大きさが顕著になってきており，祖父宅であっても早期の家庭戻しは考えていないことを伝えたが，X₁が原因であるならば，自分とだけ話をしてほしいなどと感情的な訴えに終始した。同様の訴えが4月27日，5月1日と電話で繰り返された。

5月18日，児相に來所した原告らに対し，Aの入所理由，ある程度の長期の施設処遇が必要であること，A自身もX₂を含めて家族とは会いたくない

* 日本大学法学部 教授

と話しており、面会についても、Aの意向や生活状況を優先して判断していくこと等を伝えた。原告らは現状を認識する一方で、X₁は、一時保護や入所措置の決定について争うことや現在の面会制限については、審査請求や不服申立て等の対抗手段がないのはどういうことかなどと発言した。

5月29日、X₁が電話をかけてきた際に、原告らがAに渡した携帯ゲーム機の中に、X₂のビデオメッセージが入っていたことにつき、注意がなされた。

7月～8月にかけて、再び、早期引き取りの訴えがあり、施設入所の同意の撤回を検討している旨が伝えられ、本件児相所員は、再び説明はするものの、10月4日、原告ら代理人である弁護士から受任通知を受領した。

(4) 11月8日、原告ら代理人である弁護士は、児相に来所し、①早急に家族再統合に向けた協議の開始、②X₂との面会及びX₁との手紙での交流開始、③Aの診断書の内容開示、④中断している歯の矯正の再開を求めた。11月～平成30年2月にかけて、原告らと面接し、被害事実及び原告らの生活歴などを聴取した。一方、3月1日、Aと面接し、現在の心境を聴き取り、3月6日、4月以降の支援プログラムを開始し、原告らとの交流については、Aの意向や原告らのプログラムへの取り組み状況を踏まえて慎重に検討していくこととされた。これに対し、原告ら代理人弁護士より、支援プログラムについては了解したが、X₂との交流を認めないことについては、行政指導での交流制限であるため従えない旨、告げられた。

3月26日、原告らは、面会交流の制限については、行政処分に切り替え、根拠の明確化や対抗手段の保障を行ってほしいとの意向を示した。さらに、5月10日、原告ら代理人弁護士は、内容証明郵便にて、行政指導には従わない旨の書面を送付した。一方、本件児相は、5月18日、面会通信について、行政指導に対し、任意の協力を得ていると認識している旨の回答を通知した。これに対し、原告らは本件訴訟を提起した。

II 判旨

1 一部認容

(1) 「虐待を受けた児童と保護者との間の面会通信等による交流は、上記再統合にとって重要な手段として位置付けられるべきものであるが、ただ、その過程において、児童が保護者との面会、通信を拒否する場合又は面会通信により精神的動揺のおそれがある場合には、児相所長は、保護者との面会、通信を制限することにより、児童の虐待による精神的動揺を和らげ、親子の再統合に向けた環境を整えることが求められるのであって、法11条1項2号ニ、12条2項所定の行政指導としての面会制限は、児虐法12条に基づく面会通信制限等（行政処分）による当該保護者と児相等関係諸機関との間の不要な対立・紛争を回避しつつ、親子関係の再統合に向けた環境調整を柔軟かつ可及的に速やかに実現するための手法として位置付けられるべきものであり、また、そのようなものとして運用されているのが実際である。このような観点からいうと、虐待を受けた児童の保護者は、上記行政指導としての面会通信制限に協力するか否かを決定する権利を有するとしても、その権利の行使の在り方は無制約なものではなく、児童に対する虐待を防止し、虐待を受けた児童の保護、自立の支援及び親子の再統合という観点からの内在的な制約を有しているものというべきである。そうすると、虐待を受けた児童の保護者が上記行政指導としての面会通信制限に対して不協力・不服従の意思を表明している場合であっても、当該保護者が受ける不利益と上記行政指導の目的とする公益上の要請とを比較衡量して、上記行政指導としての面会通信制限に対する保護者の不協力が社会通念に照らし客観的に見て到底は認し難いものといえるような特段の事情が存在する場合には、上記面会通信制限を中止せず、これを継続したとしても、その限度において国賠法1条1項の適用上『違法』であるとの評価は成り立たないものというべきである。

(2)「こうした段階における本件指導に対する不協力表明は、仮にそれが明確にされたものであっても、虐待によって統合を失った親子関係の実体に目をつむり、その原因等に関する内省を欠いたまま一方的に親としての心情を訴えるかなり手前勝手なものであって、その真摯性には重大な疑いがあるといわざるを得ない。」

「本件指導による面会通信制限の開始から1年余りの時の経過を経て、本件指導等を取り巻く客観的な状況に相当な変化があったものといわざるを得ず、原告らの本件指導に対する不協力意思の表明も、かつてのような親としての一方的かつ手前勝手な心情に由来するものではなく、むしろ、Aとの親子関係の再統合・再構築に当たって、本件児相の支援プログラムに協力することはもとより、これに加え、Aとの面会通信交流を継続的に行うことも併せて肝要であるとの思いに依拠するものというべきであるから、このような原告らの思いは、その内容・程度に差異はあるにしても、社会的にみて首肯可能な程度の客観性を有するに至っていることは否定し難く、したがって、本件5・9不協力表明は、原告X₂についてはもとより原告X₁に関しても『真摯かつ明確な意思の表明』に当たるものというべきである。」

(3)「本件指導（行政指導）に対する保護者の不協力が社会通念に照らし客観的にみて到底是認し難いものといえるような格別の公益上の要請が存在すると認められる場合に限り、上記『特段の事情』の存在が認められるものというべきである。」

「本件児相所長は児童虐待12条を適用して行政処分としての面会通信制限を実施することも不可能ではない。しかし、上記『特段の事情』の存在が認められるような状況下において、本件指導の不協力表明に対して直ちに本件児相所長が児童虐待12条に基づく面会通信制限処分を発動した場合、これまでの経緯等からみて原告X₁と被告との間に抗告訴訟が提起されることは必至であり、これによりAとの面会通信制限をめぐって大きな対立状況

が顕在化し、漸く芽生え始めた本件児相の支援プログラムによる親子関係の再統合に向けての機運なり熱意を後退させ、被虐待児童の保護・親子関係の再統合といった高次の目的を度外視した抜き差しならぬ紛争状態が発生することが十分に予期される場所であるから、かかる紛争を回避しつつ、上記高次の目的を達成するため、行政指導としての本件指導のなすところに期待し、これを継続することも一定の範囲で許容されるものというべきである。」

「以上のとおりであるから、原告らの本件5・9不協力表明は、『真摯かつ明確』な意思に基づくものではあるところ、原告X₂については社会通念に照らし客観的にみて本件指導への不協力が到底是認し難いものといえるような『特段の事情』の存在は認められないのに対し、原告X₁については、そうした観点からの『特段の事情』が存在する。」

「本件児相所長は、遅くとも5月18日以降、上記職務上の法的義務に違反して、保護者である原告X₂の面会通信に関する権利または法的利益を侵害するに至ったというべきであるから、かかる本件児相所長の本件指導は、国賠法1条1項の適用上『違法』と評価されるべきものである。」

「行政指導としての本件指導に対する不協力が真摯かつ明確な意思をもって表明された場合には、基本的に本件児相所長の本件指導を継続するか否かに関する裁量権は収縮、後退し、社会通念に照らし客観的にみて本件指導への不協力が到底是認し難いものといえるような『特段の事情』の存在が認められない限り、本件児相所長は本件指導を速やかに中止する義務があり、また、その『特段の事情』の存否に関しても、行政庁たる本件児相所長には広範な裁量は認められないものというべきである。」

Ⅲ 検討（一部反対）

1 本判決の意義

本判決は、行政指導として行われていた児童と保護者との面会・通信の制限の違法性が争われ、児童相談所（以下、「児相」という。）の対応に違法な点があったと認め、保護者側の請求を一部認容したものである。児童と保護者との面会・通信の制限の必要性の有無については、児相所長の専門的合理的な裁量に委ねられているが、行政指導として行われる面会・通信の制限について、一定の限界を示したものとと思われる。

また、その判断において、品川区マンション事件（最高裁昭和60年7月16日第三小法廷判決）を参照¹⁾、本判決とは「事案は異にする」としながらも、「その基礎にある内在的論理は本件事案の判断枠組みを検討するに当たっても妥当する」として、行政指導に対する不協力の意思の「真摯かつ明確な表明」の有無、また本件指導により生じる措置を受忍させることを許容する「特段の事情」の存否という基準を示した。その上で、不協力意思の真摯かつ明確な表明はあったものの、特段の事情については、X₁（父）には認められるが、X₂（母）には認められないとし、その限りにおいて、本件指導は国家賠償法1条1項の適用上、「違法」と評価されるとした。

2 面会・通信制限の位置づけ

児童と保護者との面会・通信の制限については、児童福祉法（以下、「児福法」という。）11条1項2号ニに基づく「指導業務」に基づき行われるものと、児福法26条1項2号、27条1項2号に基づく「児童福祉司指導」により行われるもの（以下、「2号措置」という。）、児虐法12条に基づき行われるもの（以下、「12条制限」という。）とがある。

児福法11条1項2号ニに基づく「指導業務」に基づき行われる面会・通信の制限は、行政指導といえ、虐待を行った保護者が児相からの指導に納得し、その制限に同意している場合に行われる。

一方、2号措置による面会・通信制限は、保護者がこの指導に従わない場合、直ちにそれが強制されるものではない。しかし、児福法27条1項3号に基づく施設入所等の措置の解除や児福法28条2項に基づく家裁の承認の更新に当たって、当該指導の効果等が勘案されることされており（児虐法13条）、児童福祉司指導に従うことを強いる面を有する²⁾。ただし、児福法33条の5は、2号措置の解除について、行政手続法（以下、「行手法」という。）第3章の適用除外を規定しており、不利益処分を行うための行手法上の手続きは不要とされている。利益処分としての性格もあるといえよう。

12条制限は、児福法27条1項3号に基づく施設入所措置がとられている場合や児福祉法33条に基づく一時保護が行われている場合を面会・通信制限の対象としている。12条制限は、保護者が児相の指導に同意せず、面会・通信を要求する場合に行うものであり、行政機関による面会交流に関する権利を制限するものであり、行政処分である。また、不利益処分にあたり、行手法第3章の適用を受ける。そのため、行手法13条1項2号により、弁明の機会を付与する必要がある。また、面会・通信の制限の対象となる保護者に対し、当該児童との面会・通信の全部または一部を制限する旨、制限を行う理由となった事実の内容、当該保護者の氏名、住所及び生年月日、当該児童の氏名及び生年月日そのほか必要な事項を記載した書面を交付しなければならない（行手法14条、29条1項、30条、児虐法施行規則2条1項³⁾）。

さらに、2号措置との違いとして、保護者が面会・通信の制限に従わない場合、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要

¹⁾ 最判昭和60年7月16日・民集39巻5号989頁。

²⁾ 藤田香織・横田光平「児福法27条」磯谷文明・町野朔・水野紀子編『実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法』（有斐閣、2020年）310-311頁。

³⁾ 藤田香織・横田光平「児虐法12条」磯谷文明・町野朔・水野紀子編『実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法』（有斐閣、2020年）692頁。

があると認められたときには、知事は接近禁止命令を出すことができ（児童法12条の4）、この命令に違反した場合には処罰される（児童法18条）。

本件において行われていた面会・通信の制限は、児相の「指導業務」として行われており、法的には行政指導として行われていた。そこで、次に、行政指導として行われていた「指導業務」としての面会・通信の制限の違法性について検討する。

3 行政指導の違法性

(1) 任意性

行手法32条は、「行政指導の内容があくまで相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない」と規定している。これは、行政指導に従うか否かはあくまで相手方の自由な意思で決定できる点を明確にするための規定と説明されている⁴⁾。この相手方の意思の表明については、行手法33条は、品川区マンション事件最高裁判決の判断を下敷きにしたとされる⁵⁾。行手法33条は、申請に関連する行政指導に関する規定であるが、「行政指導に従う意思がない旨を表明した」場合に、申請者の権限行使を妨げてはならない旨、規定している。意思表示の「明確性」については規定されていないが、不協力の意思が明確であることを行手法33条の要件として読み込むことができるとする立場をとっている者が多い⁶⁾。

品川区マンション事件は、建築確認申請について、付近住民との紛争の解決の必要性から建築主事が確認を留保した事件である。原告は、行政指導を一度は受け入れて住民との協議を開始したものの、行政指導には協力できないとして、申請に対する不作為の違法を理由とする審査請求を行った。この審査請求の申立てを、「もはやこれ以上確認処分を留保されたままでの行政指導には協力

できないとして直ちに確認処分をすべきことを求めた真摯かつ明確な意思の表明と認めるのが相当である」としている。

本件における保護者の児童との面会・通信の要求は、申請とは性質を異にすると考えられ、要求に対して何らかの行政処分が出されるものではない。そのため、品川区マンション事件のような審査請求の申立ても難しい。しかし、行手法における行政指導に対する規制は、不服申立てや抗告訴訟等による救済の機会が失われるおそれを守るためになされる。このような法の趣旨を考慮すれば、意思表示の明確性については「何らかの形でその意思が明らかにされれば足りる」といえよう⁷⁾。

本判決は、本件指導が保護者の任意の協力のみによって実現される状態ではなくなった時点として、遅くとも5・9不協力表明を意思の表明と認めている。それ以前の表明については、親としての一方的かつ手前勝手な心情に由来するものであり「真摯性」が認められないのに対し、支援プログラムへの協力など、親子関係の再統合に向けて必要なものであるとの「社会的にみて首肯可能な程度の客観性」があるため、真摯性が認められるとしている。しかし、「真摯性」の判断において、本判決で示されたような社会的にみて首肯可能な程度の客観性までが求められべきかは疑問である。

高橋滋は、真摯性について、「いったん行政指導に協力する意思を示した相手方がこれを変更しようとする場合に意思変更を行政庁に伝えるため必要とされる加重要件」としている⁸⁾。また、中川文久は、意思表示が真摯かつ明確なものであったかは、協議の進行状況や四囲の客観的状况に基づいて行われるため、社会的に首肯できるような客観的条件を備えていることが必要となるため、最初から無視したりすることは許されず、通常は一定の協力的態度が求められる、とする⁹⁾。

⁴⁾ 仲正『行政手続法のすべて』（良書普及会、1995年）244-245頁。

⁵⁾ 高橋滋『行政手続法』（ぎょうせい、1996年）374頁。

⁶⁾ 高橋・前掲注5）、374頁。

⁷⁾ 行政管理センター編『逐条解説 行政手続法』（ぎょうせい、2016年）245頁。

⁸⁾ 高橋・前掲注5）、372頁。

本件の場合、施設への入所については、同意を翻したり、説得に応じたりという変容はみられるが、面会については、一貫して求めているようにみえるし、長期に渡って、児相の連絡に応じないという状況もみられない。もっとも、児童虐待事件においては、保護のような強制的な措置を採った後に、保護者が感情的になり、威圧的・暴力的な態度をとることもあり、冷静な意思確認が難しい場合もある。しかし、それを考慮しても、行政指導への不協力の表明に、親子関係の再統合に向けて面会・通信が必要なものであると認められる程度の客観性までを求めるのは、実質的に、面会・通信の可否を判断しているのと変わりがなく、不協力の表明を認めない範囲が広すぎるのではないだろうか。

(2) 特段の事情の有無

本判決は、このように本件行政指導にはもはや協力できないとの意思を「真摯かつ明確に表明」し、本件指導の中止を求めているものと認められるときであっても、「特段の事情が存在」するものと認められる場合には、継続された行政指導の違法性を否定し、X₁（父）とX₂（母）とでは、特段の事情の存否に差異があるとしている。

前述した、品川区マンション事件最高裁判決は、「当該建築主が受ける不利益と右行政指導の目的とする公益上の必要性とを比較衡量して右行政指導に対する建築主の不協力が社会通念上正義の観念に反するものといえるような特段の事情が存在しない限り、行政指導が行われているとの理由だけで確認処分を留保することは、違法である」としている。それでは、「社会通念上正義の観念に反するものといえるような特段の事情」とは、どのようなものを指すのだろうか。この点について参考になるものとして、最高裁昭和57年4月23日判決がある⁹⁾。これは、マンション建設工

事に伴ってなされた資材搬入用車両に関する車両制限法令上の認定の申請に対し、道路管理者である区が、付近住民との実力衝突を回避するために留保したという事案である。この事件では、認定留保が違法とはされなかったが、「実力衝突回避という切迫した公益上の必要性が行政指導の背景にあったから」とされている¹¹⁾。また、産業廃棄物処理施設設置のための届出の不受理が争われた事案では¹²⁾、地域の生活環境の保全と、廃棄物業者と地元住民との信頼関係形成等を図るために、設置者に、一定の譲歩ないし協力を求める行政指導が行われたが、この行政指導に対する不協力は社会通念上正義に反すると判断された。この事案では、付近住民の生活環境及び公衆衛生に重大な影響を及ぼしかねないため、関係者の利害調整が必要であるという公益上の必要性とともに、不受理が設置の不許可を意味するわけではなく、その期間も社会通念上相当な期間であったことから、適法とされた。

本判決においては、特段の事情とは、「本件指導（行政指導）に対する保護者の不協力が社会通念に照らし客観的に到底是認し難いものといえるような格別の公益上の要請」がある場合とした上で、X₁の状況とX₂の状況とを検討している。その上で、主に、①監護上の問題、②監護上の問題への内省、③当該児童の意向、④「親子関係の再統合」という目的のための面会等交流の実施可能性という4点を検討し、原告らが面会・通信の制限に協力すべき事情の有無を判断している。

行政処分として行われた面会・通信の制限について、その違法性が否定された事案をみると、当該児童が接触を拒否していたことや児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のために必要があることを理由として挙げている裁判例や¹³⁾、当該児童が会いたいという気持ちを示していても、面会を認めることが虐待による精神的な動揺

⁹⁾ 中川丈久『行政手続と行政指導』（有斐閣、2000年）232頁。

¹⁰⁾ 最高裁昭和57年4月23日判決・民集36巻4号727頁。

¹¹⁾ 高橋・前掲注5)、373-374頁。

¹²⁾ 宮崎地裁平成7年10月6日判決・判自154号55頁。

¹³⁾ 東京地裁平成20年12月16日判決判例集未登載（Westlaw Japan文献番号2008WLJPCA12168015）。

を和らげることの障害となるばかりか、新たな精神的動揺を生じさせる可能性が高いこと、保護者が支援プログラムを拒否していること等を総合的に考慮した裁判例がある¹⁴⁾。

本判決は、X₁とX₂とで、Aに対する監護上の問題やAの面会等に対する意向が異なるものの、両者とも程度の差はあるものの問題への内省は不十分であり、支援プログラムについては協力的である点は類似している。最終的には、面会等の交流が親子関係の再統合に資するか否かを総合的に考慮して、X₁とX₂とで判断を分けているようである。これは、行政指導としてなされる面会・通信の制限について、「裁量権は収縮、後退し」ていることを認めた上での判断であるとはしているものの、実際には行政処分としてなされる面会・通信の制限の違法性を判断しているのとあまり変わらないようにみえる。

2で検討したように、面会・通信の制限については、行政指導として行われるもの、行政処分として行われるもの、不利益処分の手続きの対象となる行政処分として行われるもの、という3段階の構成となっている。このような構成を踏まえると、行政指導としての面会・通信の制限を継続するためには、特に行政指導として行う必要があることが求められるのではないだろうか。この点、本判決は、児童法12条に基づく面会・通信制限処分を発動した場合、抗告訴訟が提起されることは必至であり、大きな対立状況が顕在化し、支援プログラムによる親子関係の再統合に向けての機運なり熱意を後退させ、被虐待児童の保護・親子関係の再統合といった高次の目的を度外視した抜き差しならぬ紛争状態が発生することが予期されるとし、行政指導として継続する必要性があったことを指摘している。しかし、原告らの面会・通信を求める態度は、一貫しており、対抗手段が

ないことへの不満は、裁判所が不協力の表明として認めた5・9不協力表明の1年以上も前から表明されている。このような状況からすると不服申立てという救済手段を奪うことが紛争状態の回避につながるか否かは疑問である。救済手段を奪っても行政指導としての面会・通信の制限を継続することを認める「特段の事情」には、措置による面会・通信制限に移行することが難しい事情が必要なのではないだろうか。

例えば、虐待による疑いがあるものの当該児童に治療が必要であり、判断に時間を要する場合や、保護直後のため、児相への対立感情が強く、保護者が説明を受け容れ、状況を認識するまでに時間を要する場合など¹⁵⁾、直ちに行政処分に取り替えられない事情は考えられる。しかし、本件においては、X₁、X₂ともに、状況については把握した上で、明確に面会・通信の制限への不協力を示し続けており、児相の判断としても面会・通信の制限を解除する可能性も低い状況が続いており、指導としての面会・通信の制限は中止し、行政処分として面会・通信の制限に切り替えるべき事例だったのではないだろうか。なお、このような判断は、当該児童の状況や保護者の状況等、複数の要素によりなされるため、判断のための合理的な期間の設定は難しいかもしれないが、児童相談所運営指針によると、面会・通信の制限については、「少なくとも、概ね6か月ごとに、当該制限の必要性について検討する」とされており、一定の指標にはなろう。

4 むすびにかえて

児童虐待事例において、児相の対応は、行政処分によらない指導で行われるものが少なくない。これは、そもそも児童虐待問題の解決それ自体が、虐待者である保護者の協力を必要とするもの

¹⁴⁾ 東京地裁平成25年8月29日判決・判時2218号47頁。なお、この事例では、保護者のみならず、保護者の代理人である弁護士との面会についても、保護者と面談することと同様の問題が生じる可能性が高い、としている。

¹⁵⁾ 磯谷文明「児童虐待ケースにおける面会交流」子どもの虹情報研修センター紀要7号（2009年）1頁は、「子どもとの面会の途を断られた親は、しばしば激しい抗議を展開する。連日、児童相談所や措置または委託先の施設に押しかけて、子どもとの面会を要求する。なかには、子どもの通学するであろう学校で待ち伏せをしたり、さらには子どもを連れ去ろうと試みる親もいる。最近ではインターネット上の児童虐待関連のウェブサイトやブログで児童相談所を激しく攻撃する親も出てきている。」と指摘している。

であり、支援を行う児相と保護者とが対立関係に立つと、支援それ自体が受け容れられないおそれがあるからである。面会・通信の制限についても、行政処分のような明確な形で行うとすれば、保護者に対して児童虐待であることを説明しなければならないため、それを避けようとして文書で通知をしないと対応をとることが少なくなる¹⁶⁾。しかし、そのために長期に渡って指導を継続し、不服を申し立てる機会を奪うことは望ましくない。特に、支援プログラムへの参加など、保

護者が能動的に行動しなければ効果が生じない指導と異なり、面会・通信の制限は、保護者が協力的でなくとも交流が制限されるという効果が発生してしまう。このような指導の継続については、特に慎重に判断する必要がある。

なお、控訴審では、X₂についても、行政指導への協力を受忍させることを相当とする特段の事情が在するとされた¹⁷⁾。

(はしづめ・さちよ)

¹⁶⁾ 磯谷・前掲注15), 5頁。

¹⁷⁾ 東京高判令和3年12月16日・判自487号64頁。